

寄 附 行 為

財団法人 大阪市スポーツ・みどり振興協会

財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大阪市スポーツ・みどり振興協会（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 財団は、主たる事務所を大阪市住之江区南港北1丁目14番16号に置く。

2 財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要なところに置くことができる。

(目的)

第3条 財団は、大阪市の体育・スポーツの普及振興、並びに、公園緑地事業及び緑化の推進を図ることにより、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するとともに、ゆとりと豊かさを実感できる魅力あふれるまちづくりに努めることを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の体育・スポーツの普及振興に関する事業
- (2) 花と緑のまちづくりの推進に関する事業
- (3) 体育・スポーツ施設の管理運営事業
- (4) 公園緑地施設の造成、維持及び管理に関する事業
- (5) スポーツの競技力向上に関する事業
- (6) 市民の健康増進、体力づくり等に関する事業
- (7) 体育・スポーツ、花と緑に関する調査研究、人材育成に関する事業
- (8) 体育・スポーツ、花と緑に関する団体の育成強化及び連絡調整に関する事業
- (9) 大阪市体育協会に関すること
- (10) 前各号のほか、財団の目的達成に必要な事業

第2章 財 産

(財産の種類)

第5条 財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号により構成する。

- (1) この財団の設立の際、大阪市が寄附した寄附金
- (2) 基本財産として指定を受けた寄附金品
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産により構成する。

(財産の管理)

第6条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

2 財産のうち現金は、必要最小限の手持ち現金を除き、理事会において適当と認められる金融機関に預入れ、若しくは信託し、又は国債、公債その他安全確実な有価証券を買い入れて保管しなければならない。

(基本財産の処分等の制限)

第7条 基本財産は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければ処分、又は担保に供することができない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第8条 協会に、役員として理事15名以上25名以内、監事2名以上を置く。

2 理事のうち1名を理事長とし、若干名の副理事長、専務理事及び常務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 副理事長並びに専務理事及び常務理事は、理事の内から理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、同一の親族その他特別の関係にある者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 6 理事と監事との間及び監事相互の間に、親族その他特別の関係があってはならない。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 公職にある故をもって役員に選任された者の任期は、当該職の在職期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 役員が以下の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合において、議決の対象となる役員は、理事会の議決に加わることはできない。ただし、

理事会及び評議員会に出席することを妨げない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(理事の職務)

第12条 理事長は、財団を代表し、会務を統理する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は、理事長が欠けたときは、あらかじめ指定された順位にもとづき、副理事長がその職務を代理する。
- 3 副理事長並びに専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、会務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、民法第59条の規定に定める次の職務を行う。

- (1) 財団の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は召集すること。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員報酬等)

第14条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(招集)

第15条 理事会は、監事が職務上の必要により召集する場合を除き、必要に応じて理事長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、その日から14日以内に理事長は理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面でもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第16条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第17条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めがある場合を除き、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、予め通知された事項についてのみ書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、当該理事は前2条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(書面による理事会)

第19条 理事会は、簡易な事項、又は急施を要する事項については、書面により可否を求めて理事会の議決にかえることができる。

(議決事項)

第20条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 審議事項及び決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第22条 財団に、評議員18名以上28名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員の任期については、第 10 条の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

5 評議員の報酬等については、第 14 条の規定を準用する。この場合において、この規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第23条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第 16 条から第 19 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 大阪市体育協会

(体育協会の設置)

第24条 財団内に、大阪市体育協会を置く。

(体育協会の権限)

第25条 大阪市体育協会は、第 4 条第 9 号、その他これに関連する事業に関して、別に定めるところに従い、決定及び実施の権限を有する。

(体育協会に関する規定)

第26条 大阪市体育協会の設置に関する規程については、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 会 計

(会計年度)

第27条 財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費の支弁)

第28条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第29条 理事長は、会計年度開始までに、次の書類を作成し理事会の議決を得なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(暫定予算)

第30条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

(事業報告及び決算)

第31条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 理事長は、第29条に掲げる書類、前項の書類及び次の書類を主たる事務所に備えておかなければならない。又、財団のホームページに掲載するものとする。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員名簿

(長期借入金)

第32条 財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を経、かつ主務官庁の承認を得なければならない。

(特別会計)

第33条 財団の業務遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第8章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第35条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事

会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ主務官庁の承認を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第36条 財団が解散したときは、理事が清算人となる。

2 清算の結果、残余財産があるときは、理事会の議決を経、かつ主務官庁の許可を得てこの財団と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第37条 財団の事務を処理するため、事務局を置く。

2 職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第10章 補 則

(細則)

第38条 この寄附行為の施行についてその細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和60年6月3日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成元年7月13日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成2年12月3日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成5年8月6日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 9 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 10 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。